長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者　馬場 隆
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

19年度確定交渉

臨時的任用教職員への扶養手当支給の要求が実現

県下の学校現場から積み上げた重点要求署名 2173筆！

11月18日まで、4回の交渉を重ねた今年度の確定交渉は、別掲のように一定の成果をあげることができました。賃金改善は改善額が少ないことに不満は残りますが、県教委が示した最終回答で長年要求してきた臨時的任用職員へ扶養手当の支給が実現したこと、住居手当の経過措置や教職員の長時間労働是正について高教組の要求を一定反映した内容でしたので、回答内容に同意しました。

以下、主要課題についての到達点と今後の課題について説明します。

臨時的任用教職員の待遇改善

九州で長崎だけが支給してこなかった扶養手当を来年度から支給するとさせたことは大きな前進です。任用期間の「空白」（年度末など）の解消、給与の上限（1級53号）の撤廃は、県の厳しい財政状況を理由に課題として残ったと県教委は説明し、今後、全国の動きを参照し、改善できるよう検討することを表明しました。

長時間労働の是正

「月45時間、年360時間の上限ガイドライン」が「指針」に格上げされ実効性の強化が求められることを前提に教育長の「既存の部分を大胆に見直さないといけない」（周年行事のあり方を例に業務削減について）「ガイドライン的なものを出せるかどうか検討したい」の回答を受け、高教組はスクラップをどうすすめるかが前面にでるような文書が必要だとし、現場の議論とかみ合うように少なくとも、来年度の学校行事を検討する時期までに文書を出すことを求めました。

住居手当見直しの経過措置

県教委の当初回答では、住居手当額の減額が2千円を超える職員について、20年度は2千円だけ減額し、残りは21年度に減額する経過措置でした。高教組はその対象となる職員（県立高校・特別支援学校）が8人にすぎないことを指摘し、経過措置を3年として千円ずつの減額にすることを求めました。県教委の最終回答は、高教組の要求を一定反映し、20年度は千円だけ減額し、残りは21年度に減額するもので、20年度の減額幅が緩和される職員は546人に拡大しました。

第4回交渉で県教委の回答を受け取る鍛治委員長

19確定交渉での県教委の主な回答内容

＜賃金改善＞
①若年層の月例給の改善
　人事委員会勧告（内容は10月15日付高教組新聞に記載）どおりに改定
②ボーナスの改善
　人事委員会勧告どおり支給月数を0.05月分引き上げる。
※再任用職員は据え置き
【実施時期】
　①は2019年4月1日
　②は2019年12月1日

＜住居手当の経過措置＞
　住居手当額が1000円を超えて減額となる職員については、20年度は1000円だけの減額とする経過措置を講ずる。

＜長時間労働縮減について＞
　「効果的な取組事例」を文書で県立学校に提示し、長時間労働の縮減に努める。

＜臨任職員の待遇改善＞
　2020年度から正規職員と同様に扶養手当を支給する。

中四九ブロ青年教職員学習交流集会in島根・出雲　参加報告

11月2・3日に島根県出雲市で開催された青年部の中四九ブロ学習交流集会に参加した2人の青年部組合員からの報告をご紹介します。

＜中鋪 優 さん（壱岐商）＞
①記念講演「次世代に託す平和への想い－画家加納莞蕾」を聞いて
　久々に心の中が熱くなる講演を聞かせていただきました。画家加納莞蕾の四女である加納佳代子さんは小学校教諭を経て安来市にある加納美術館名誉館長を務められている。主な話の内容は加納莞蕾さんから送ったフィリピン大統領エルピディオ・キリノ宛の書簡の話であった。戦後、日本人戦犯としてフィリピンの軍事法廷において死刑判決を言い渡された数回会っただけの古瀬貴季に関し嘆願書を大統領宛に送っている。返事が来ない中、加納さんは何度も書簡を送り続ける。そんな中加納さんは、大統領の妻や3人の子どもも日本人に殺害されていたことを知る。加納さんは「許しがたきを許す」という文言のもと、無罪放免ではなく平和に反する罪人として彼らは釈放され自由で平和な国家として日本の再建に寄与させたい旨の書簡を送り続ける。結果として大統領から日本人戦犯に対して赦免が及ぼされた。加納佳代子さんは小学校の講演で戦後70年以上経った話をしている。でも今戦争が起きてしまえばこの瞬間は戦前になるんだよと。二度とこの悲しい歴史を繰り返さないためにも私たちは戦争の惨禍を繰り返してはならないと思いました。
②実践！プログラミング
　小学校向けのプログラミングの授業案についての講義であった。アイデアとしてカードを使ったものや正三角形を描くためにキャラクターをどう動かすかなど（スクラッチソフト）を活用があった。高校段階でのプログラミングの授業はコードの記入などでありなかなか面白くないものであるが、なぜそうなるのか、どう動かせば効率が良いかなどを考えさせるなど、とても面白いものだった。高校の授業でもスクラッチなどを取り入れて実施してみたいと思った。
③神在月に出雲大社を歩こう
　島根県の先生がガイドをしてくださいました。今でこそ観光客が多いが15年ほど前は閑散としていたこと。大社の中に行列ができているがなぜ並んでいるのか不思議に思うなどユーモアあふれるガイドでした。佐賀県の先生と私は行動させていただき、昼から組合の話について熱く語りました。印象深かったのが将来に対してとても危機感をもっておられ、若い人たちが何とかして守っていかなければならないと考えていることでした。
　多くの先生方と出会い連絡先を交換できました。また、佐賀と合同で何かやりませんかとの話もいただき、交流を深めていきたいと考えています。2日間でしたが大変有意義な時間を過ごすことができました。ありがとうございました。

＜渋谷雪絵さん（豊玉）＞
　生まれて初めて出雲に行く経験ができた中四九ブロック学習交流会では、普段学べない多くのことを学習することができた。
　1日目の記念講演では、「次世代へ託す平和への想い－画家　加納莞蕾」と題して、安来市加納美術館の名誉館長である加納佳世子さんから、画家として平和を願った加納莞蕾さんのお話を聞くことができた。加納莞蕾さんは、従軍画家として戦地に赴き戦争の悲惨さを知った後、フィリピン刑務所収容の戦犯解放運動を起こし、フィリピンのキリノ大統領と4年間で43通を越える書簡をやりとりした結果、105人の日本人戦犯解放を実現した人物だ。彼についての話の中で最も心に残ったのは、ただ日本側の意向を相手側に伝えるだけではなく、キリノ大統領自身も戦争で家族を日本人に殺された経験をふまえ、その痛みを一緒に感じながら説得を試みた、その真摯さである。戦争において、日本の被害や悲惨さを語ることは、日本人として生まれた者なら比較的容易なことなのかも知れないと感じる。だが、これからは、それを伝える相手のことを考え、相手の立場に立った戦争反対の声を上げていく必要があるのではないかと、今回の講演を通じて感じた。
　また、分科会では特別支援教育についての島根の実践を学ぶことができた。手作りの学習道具や様々な書籍を紹介しながら、子どもに対する愛情に満ちた視点で特別支援教育を語って下さった講師の新田先生からは、親や子どもに寄り添ってその成長を見守るという特別支援教育の姿勢を学ぶことができた。今勤務している高校でも、特別支援コーディネーターとして様々な業務が回ってくるが、生徒に向き合い、その成長を促すという基本を絶対に忘れずに、一人一人の個性を大切にしていきたいと思う。
　二日目は、学校行事の関係もあり早朝に出雲を出なければならなかったのだが、多くの先生方と交流し、各地で必死に学校現場に向き合っている現状を共有できたことで、長崎に帰ってからの仕事に対する元気をもらうことができた。とても充実した二日間を過ごすことができた学習交流会だった。

安倍9条改憲を許さない！

11・3ながさき集会

憲法公布から73年となった11月3日、憲法共同センターや長崎県9条の会等で組織する「安倍9条改憲NO！全国市民アクションながさき」は、長崎市の浜町アーケード前で集会を行い、約150人が参加（高教組からは5人）しました。集会では各組織の代表がリレートークを行い、安倍政権による9条改憲反対を市民にアピールしました。

長崎高教組・長崎私教連 第67次県教育研究集会

グローバル新自由主義の中での「働き方改革」と教師の専門性を守る「働き方改革」を深く考えることができた勝野講演

11月4日、高教組は私教連との共催で第67次県教育研究集会を、諫早市の高城会館で開催しました。午前中の開会行事と講演には、未組合員や退職者も含めて38人が、午後は6つの分科会に23人が参加しました。午前中の講演会は「教育の専門性、教職の専門職性を守り、発展させるために真に求められる『働き方改革』とは」というテーマで、東京大学の勝野正章教授のお話を伺いました。その要点をお伝えします。

「働き方改革」の中で一番問題なのは教育の専門性をどう守っていくか

勝野先生は、まず『『働き方改革』の中で一番問題なのは、労働時間の問題でなくて、教育の専門性をどう守っていくのかが問われている」と指摘し、次のように述べました。

「教育の専門性、教職の専門職性をどのように維持、向上させていくのかという議論で『働き方改革』をしないと、とんでもないことになる。労働時間を減らすことは求められることだが、教職の専門職性をしっかり維持していくためにこそ、労働時間をしっかりセーブしていくことが必要。しかし今、議論されているのは、労働時間を減らすことと同時に、上から教師はこれをやりなさいと型がきめられて、それに従って教職をやっていればいい教育になるという話になっている。時間外勤務の上限を設定しているが、同時に、『働き方改革』の柱は、これは教師の仕事、これは教師の仕事ではない仕事、事務職員の方の仕事、地域に任せる仕事みたいなことを、上から切り分けられてしまっている。そういう中で、教師の仕事というものが学習指導要領に求められているものどおりにやればいい、みたいな話で進みつつあることに大変な危機感を持っている。それが最終的に教育の質に、どのような影響をもたらすのかを考えていかなければいけない」

ユネスコ「教員の地位に関する勧告」が示す「教育の目標、目的」

続いて勝野先生は、ユネスコの「教員の地位に関する勧告」にある「教育の目標、目的」に関わって、次のように指摘しました。

「この『教育の目的、目標』は平和の教育・民主主義の教育のこと。社会の生産性を向上させるための、経済的な生産性を高めるための教育のことはぜんぜん考えていなくて、第一義的に教育の目的、目標は平和教育、民主主義のための教育であり、そうした平和で文化的で民主主義なものは、憲法や旧教育基本法の目的、理念とぴったり一致して、そうした主権者を育てるため教育のことを『勧告』の中で一貫して主張している。

どういう教育の目的、目標なのかということと関連してくるのが教員の地位。仮に教育の目的が経済的な合理性に基づいて、国の経済生産性であるとか、国家間のグローバル経済競争のもとで、国の優越的な地位や優位性を高めるための教育だけの話になってしまうと、教員の地位というのは、それに似合ったものになってしまう。つまり、子どもたちの経済的な効率性を高めるための、まさに、子どもたちを人材としてみるわけで、そのために教育をしていく教員になるので、教員自身の創意工夫とか教育の自由とか一切認めなくていいことになる。ここが大事なポイントになる」

講師の勝野先生

この後、教育の現場に非正規・有期雇用が増えてきていることの問題点が指摘され、続けて、今進められている「働き方改革」によって教育がどうなっていくかについて解説されました。

「働き方改革」の中には「働く者の権利」と言う言葉は出でこない。代わりにでてくるのが「生産性向上」

「『働き方改革』の中には『働く者の権利』と言う言葉は出でこない。代わりにでてくるのが『生産性向上』『国の経済的な『生産性向上』『付加価値』という言葉はいっぱいでてくる。子どもを『人材』に見立てて、その子どもに経済的な生産性を向上させるために、いかに知識・技能をつけ加えてあげるか、というところが教育の目的になってきている。ここで起きてくることは、教育の持っている公共的な目的、民主主義社会を担う主権者を育てるとか、平和な社会をこれからすすめていくための市民を育てるとか、教育の公共的な目的が後景に退いて、経済的な合理性や、生産性の向上が前面にでてくる事態。これは具体的には教育の商品化、サービス化に現れてくる。

グローバル新自由主義の中で教育はカリキュラムと教育活動が細分化される。教師の仕事も細分化・分断化され、そこに先生たちの創意工夫が入る余地はない。教職の仕事が変質していく。学力テストの数値、結果でもって教育成果を測り、アカウンタビリティを強調する。テストの点数を上げるための教育や授業、教師の専門的裁量や創造性は抑えられ、何よりも効率性、低コストが追求される。選択と競争に価値を置いた民営化、企業モデルがどんどん教育の中に入り込み、力強いものになってきている」

勝野先生は、最後に、めざすべき「働き方改革」の考え方について次のように指摘して講演を結びました。

「子どもたちが楽しく学び、教職員が生き生きと働ける学校」を目指して

○個人の尊厳と自律性を基礎とする連携・協働（職員室の中での「使える人、使えない人」という物差しがあるのではないか）

○子どもと教職員の権利、そして教育の理念（民主主義と公共性）を守る

子どもの権利条約、憲法、労働基準法、労働安全衛生法を活かす

◇生きる権利（健康と体力の回復、余暇を楽しむ、ワークライフバランス、人間としての尊厳が尊重される生活）

◇守られる権利（あらゆる種類の差別、ハラスメントから）

◇成長する権利（教育の専門家として、人間として）

◇参加する権利（学校運営、教育政策や施策の決定、仲間との交流、社会的・政治的活動の機会）

これらを、「働き方改革」の中で、保障していくことが大切。

「変形労働時間制」導入の給特法一部改正法案が衆議院を通過

国会内外の運動で廃案に追い込もう！

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入できるようにする給特法一部改正法案は、11月19日の衆議院本会議で、与党と維新の会などの賛成多数で可決され、参議院へ送られました。1日8時間労働という労働基準法の大原則を壊すことになる重大な法案にもかかわらず、衆議院文部科学委員会での審議は、参考人招致も含めて、4日間計16時間足らずで、不十分な審議のもとでの拙速な採決と言わなければなりません。

11・19国会行動として国会議員会館前で座り込みをしていた首都圏の全教や全労連等の参加者約60人は、給特法一部改正法案の衆院可決に抗議のシュプレヒコールを繰り返しました。

昼の集会で主催者あいさつを行った全教の小畑中央執行委員長は、「この間の衆院文科委員会の審議によって、この法案の問題点、不当性はますます明らかになっている」と述べ、労働基準法で必要とされている適正な労使協定を欠いたまま導入しようとしていること、延ばされた所定労働時間を超えて時間外勤務が存在する職場に導入しようとしていることを示し、「二重の意味で導入すること自体が労働基準法違反の案件に当てはまる異常な事態だ」と指摘しました。

そして、「たたかいはこれからが本番だ。教職員の長時間過密労働の解消につながらないばかりか、教職員増員という解決策を覆い隠そうとする『変形労働時間制』ではなく、『せんせいをふやして』一人ひとりの業務を削減し、どの子も大切にされる教育を実現しよう。この声を広げ切り、国会内外の大きな運動で廃案を勝ち取ろう」と訴えました。

国会前で抗議の声をあげる全教のメンバー